

平成23年第11回平取町議会定例会 開 会 午前 9時30分)

議長 おはようございます。只今より、平成23年第11回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は、12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定によって、2番藤澤議員と3番山田議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、12月7日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。3番山田議員。

3番 山田議員 本日、召集されました、第11回町議会定例会の議会運営等につきましては、12月7日開催されました、議会運営委員会において協議しております。会期については、本日12月13日から明日14日までの2日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長 お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は、本日から明日12月14日までの2日間とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日12月14日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より平成23年10月分の出納検査結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。次に、閉会中の諸事業について配布資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について、川上町長。

町長 それでは、私の方から1の要望経過報告についてご説明を申し上げます。要望項目は、高規格幹線道路日高自動車道の早期建設についての要望でございます。要望先は、道内の選出国會議員、民主党の陳情要請対応本部、そして国土交通大臣ほかでございます。要望月日は、11月の29日。要望者は、日高総合開発期成会ということで、私も一緒に要望しているところでございます。このことにつきましては、既にご承知のとおり日高富川のインターチェンジから日高門別のインターチェンジまでの5.8キロにつきましては、来年の3月の開通を目指して室蘭開発建設部が工事を推進しているところでございます。工事も順調に進んでおりまして、来年の3月の17日土曜日に開通式が予定され

ているところでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項は、お手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。10番千葉議員を指名します。10番千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。通告してあります、ふるさと親子留学の推進について本日は一般質問させていただきます。12月1日に開催されました、ふるさと親子留学10周年祝賀会報告会においても、既に皆様方承知のことと思いますが、現在に至るまで、関係者の努力もありまして、一定の成果を積み上げてきているこの事業に対しまして、今後一層の支援策が求められております。町にとりましてもこの事業推進に対しまして、新たな移住定住政策として果たしていく役割は、大変大きなものがございます。近年の特徴的な傾向といたしましては、スタート時点は、単に山村留学という事業推進の立場から、今後は、一定の職を得ながら定住希望者が多く予定されていることにあると思います。このことは、東日本大震災の影響もあることから、本年9月の道議会で決議されました、被災者生活再建支援基金、または他の支援金、補助金、或いは助成が受けられるようなメニューがないものか、積極的な取り組みが必要になってくると思います。特に、一定期間生活の基盤となる住宅確保に対しましては、新規就農者支援事業と連携いたしました、事業推進が必要と思われませんが、町の今後の取り組みや見解を伺うものであります。よろしくご答弁の方お願いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

それでは、千葉議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。移住定住施策としての側面としてのふるさと親子留学制度を、今後どう平取町として支援していくのかというご質問でございますけれども、先ず、移住定住施策としての当町の取り組みを若干お話させていただきたいと存じます。ご存知のとおり22年度の国調の速報数値では、平取町の人口は、5597人ということでございまして、前回平成17年度の国勢調査の人口6121人に比べて、524人も減少しているというような状況でございます。人口の減少、少子高齢化、とりわけ生産年齢の減少というのは、当町の産業、福祉、教育など、町づくりのあらゆる分野でのマイナス要因をもたらす状況になっていると感じてございます。この過疎化をどう食い止めるかというのが、今後の平取町の重要な課題という捉えをいたしておりまして、今後もその施策の一つといたしまして、移住定住に係る施策の展開が欠かせないものとの考えでございます。現在までも、実践農場をはじめとする新規就農関連事業、すずらんの里ニュータウン整備事業、子育て関連事業など、定住を促進するための事業を実施してきたということでございまして、それも一定の効果を得たというふうな認識でございます。

今後も移住定住の事業として、後期5ヵ年の計画に則りまして、事業を進めていくというような状況になっていると考えてございます。さて、移住対策としての一面も持ちます平成15年度から始まった平取町ふるさと親子留学制度に関しましては、ご質問にあったとおり既に10年を迎えるというようなこととございまして、その間10組が移住しまして、7組が継続で在住しているといったところでございます。移住定住施策の観点からもこういった結果がございまして、一定の成果があったと考えているところでございます。これも、NPO法人、地域の方の協力、住宅の確保、それから生活支援の内容等が充実していたということが、制度が継続できる大きな要因になっていると考えてございます。さらに、本制度を活用いたしまして、留学者が増えることを期待しているところでございます。本制度でございまして、振内地区に限定されたものとなっておりますが、過疎化、少子化は、全町的な問題であるということもございまして、移住定住施策としての全町的な取り組みに拡大することは、非常に有効なものというふうな認識でございまして、この留学制度の趣旨でございまして、都市からの児童、生徒を積極的に受け入れまして、恵まれた自然の中で交流しながら、一人ひとりの個性を伸ばして、より豊かな学校教育を推進するといった本来の目標と、移住施策としての側面からの条件整備などにつきまして、実施主体のNPO、それから地域の皆さんと協議する中で、検証を実施いたしまして、今後、留学と移住定住施策としての制度のあり方ですとか、全町的な制度とする場合の課題、それから具体的な取り組みについてさらに検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。それで、現在の親子留学への対応ということでございまして、東日本大震災、福島原発事故の影響もありまして、留学の問い合わせや、希望者が急増しているというような状況にあるということでございまして、これに関する、こういった状況に関する今後の平取町の支援といたしましては、当面といたしまして、留学者の住宅確保について、職員住宅、教員住宅等の既存の住宅等での対応を図りたいというふうに考えてございまして、さらにそういった状況を見ながら、移住要望に対応できる住宅の事前確保及び移住定住対策としての新規就農者事業に関連する住宅確保などとも連携した取り組みについて検討を進めてまいりたいと考えてございます。それで、道の今回の震災に対する被災者生活再建支援基金等の事業でございまして、これにつきましては、まだまだ市町村が実施する場合の支援策というような状況にはなっていないということもございまして、今後さらに道に対して、こういった状況への支援等もお願いしたいというふうに考えてございまして、さらに移住定住等に関しては、国の制度、総務省などで用意している過疎地域の自立活性化推進交付金等の活用も検討しながら、こういった移住に対する条件整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

千葉議員。

10番  
千葉議員

今、まちづくり課長の方から一定の答弁をいただきましたけども、当然のことながら以前にも、私の一般質問の中で、ふるさと親子留学の推進につきましては、引き続き推進していくと町の方の、或いは教育長の方からもそういった答弁があったように記憶しております。ただ、住宅の関連に早速入っていきますけども、今までの状況からいきましたら、確かに既存の公営住宅、それから教員住宅、これに対する修繕も含めてかなりご協力いただいて、進めてきていると思うんですけども、ただ私は今の状況を冷静に判断しますと、住宅供給やっぱり足りなくなってくるというふうに思っております。なぜかという、一つはふるさと親子留学の関係と、それから新規就農の関係、それからもちろん既存の振内地区に住みながらの生徒数の推移を見てみますと、来年は予定している人数は、振内小学校57名おります。それから、複式学級が解消されてくるという問題もあって、教員も2名増える予定でいるというふうに私が調べましたところそういう予定でおりますので、当然のことながら住宅確保に対しては、教員が増になってくる、その問題も出てくると今までの教員住宅をお借りするというような形も、ここ来年、再来年あたりは難しいのかなというふうに思ってますし、それと、ふるさと親子留学を今後の希望者というんですか、こちらにきたいという方の推移も見てみますと、直して使用する、修繕をしながら使用していくという戸数に限界がでてきている、かと言って民間の住宅も思うように活用できない、まちづくりの関係もあって、国道の拡幅とかの関係とかもあって、かなり古い住宅も、もうなかなか住めない状況になってきているということでもありますので、私は、住宅確保対策の中では、今後の公営住宅の整備計画について注目をしております。以前、町長の答弁にもありました、旧営林署跡地の一部を活用した公営住宅の整備は現時点で、答弁できる範囲で結構ですけどもどのような形で進めようとお考えになっているのか、一点、先ずお聞かせいただきたい。それから、直して使える住宅の判断基準、特に町営住宅、振内山手団地、通称D団地ですけども、そこも私なりに調べてみました。築40年、或いは50年を迎えようとしている老朽化の進んでいる公営住宅が非常に多く伺える。いわゆる、直してもなかなかお金を掛けるわりには、住める住宅がもう少ないんでないのかなと私自身の判断もございんですけども、そういった問題に対して、住宅供給のことについて今後どのような考えているのか伺いたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、私の方からお答えを申し上げますが、ふるさと親子留学については、平成15年スタートしまして、都市に住んでいる子どもたちが、親と一緒に田舎に住みながら、田舎の学校に通う制度がありますが、12月1日に10周年記念祝賀会報告会が開催され、私も参加をさせていただいたところでございま

す。親子で留学されている方々とお話をする機会がありましたが、本当にゆったりとした自然の中で、伸び伸びと子育てが出来ること、また、地域が温かく迎えてくれることに大変感謝をしております。また、ふるさと親子留学の推進協議会はじめ、地域の皆さんのこれまでのご労苦に対し心から感謝と敬意を表するものであります。これまでに主に道外からの10組、親子31人が留学し、現在も7組、23名が継続して暮らしていただいていることは、大変うれしく思っているところであります。さらには、平成10年度から町として、新規就農対策事業も実施しております。現在、全町で14家族、44名が立派に農業人として頑張っております。その内、振内には8家族、25人の方々を受け入れていただいているところでございまして、さらには、今年度からスタートさせた、地域おこし協力隊も含めると振内町だけでも約50名を越える方々が定住をしております。他町にはない定住促進がなされているところでございます。いずれにしても、今、ご質問のとおりふるさと留学、また新規就農の方々が順調に入って来られておりますので、受け入れる住宅対策が課題であることは、十分認識をしているところでございます。新規就農住宅については、平成24年度で振内に2戸、25年には紫雲古津地区に2戸計画しておりますし、また、今年度補正でふるさと留学に対応するべく住宅改修を計画しております。しかしながら、住宅改修、或いは住宅建設については、相当な財源が必要となりますので、前段、質問がありましたように、国、道の補助制度等を活用しての整備が出来ないか、これらについても積極的に調査をしながら、あまり持ち出しをしないような形の中で、進めていきたいというふうに考えているところでございます。いずれにしても、事前に住宅が確保していくことが、大変大事なことだというふうに考えてございます。また、直して使える判断基準これらについても、先ほどのお話にありましたように、D団地も築40年という形の中で、今年度購入取得を予定しております営林署跡地、これらについてもやはり将来展望の中で、コンパクトな町づくりの中で、こういう新規の定住移住の住宅、或いは町民のための町営住宅の計画についても総合的に検討をしてまいりたいというふうに考えてございますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

千葉議員。

10番  
千葉議員

ふるさと親子留学の住宅支援整備のことで、引き続き住宅のことに限定して質問していきたいと思っておりますけれども、今年も、つい最近なんですけれども、最近新規就農者の一時的な住宅確保と重なってきている、バッティングしてきているということで、一つの住宅を新規就農の人にお貸しすべきか、ふるさと親子留学に対して対応すべきかという、やはりこういった問題は起きているということもありますので、本当に検討だけでなく、前向きに考えて、ぜひしてもらいたいと思っているんですけれども、今までは、振内にふるさと親子留

学として、留学が決定した時点において、補正予算、なんとかしのいできているのが現状だと思うんですけども、実は、前中道町政の時代から今言ったことで、様々な町の持ち出しが少ないような支援策、住宅に対しての支援策は考えていかなければならないというようなことは、以前からも実は出ております。ところが、なかなか実現していかない、ちょっともどかしい状況かなというふうに私思っていますんで、できれば1棟でいんですけども、毎年視察に来られた時に、夏休みとかを利用して見に来るケースが多いんですね、当然のことながら本州から費用を掛けながら、振内に来ていただいて、その振内の環境、平取町全体の環境を視察しながら、行きつくところはやっぱり生活の基盤となる住宅は何処が提供されるんですか、必ず行きつくわけですよ、その時点で、実は、今現在見せてあげられるような状況がない、既に住まわれている住宅の中を見せて歩くのが現状ということで、できれば1棟は前向きに予算を補正で補って、修繕で補っていくような形でなくて、できれば1棟修繕費、或いは2棟その修繕費として、最初からできれば、要するに単年度の予算化にして、予算化として捉えていただいて、常に前を意識してもらった住宅政策を考えてもらいたいと思っていますんですよ。本当に、前町長の時代からふるさと親子留学推進協議会としても、このことは強く要望してきたことであるんですけども、もうそろそろ、そういうことが実現されていっていいのではないかなと思っています。それと、先ほどの答弁にもありました住宅問題については、確かに展望していくと、町の持ち出しの財源、私も当然のことながら財政状況よく存じておりますので、できるだけ町の財源を使わない方法を含めてもっと調査研究をしていただいて、できれば住宅確保に対してのこれだというものが見つかるような方法のメニューをお探ししていただきたいというふうには思っていますけども、どうなんでしょう、この補正予算で対応ということから、単年度の予算、継続的な予算として捉えていくことができないのか、その辺について答弁を求めたいと思います。

議長

川上町長。

町長

新規就農とふるさと留学とバッティングしているというよう事実もございまして、それらの調整もしながら今年度につきましては、職員住宅の改修について補正をしているところでありますが、基本的には財政的なこともございまして、ある住宅については、有効に活用するというのが第一かなというふうにご考えておりますが、私としてもこれまで子育てにやさしい町づくりというふうなことで、15歳まで医療費の還元助成事業、すこやか赤ちゃん誕生祝金等々行っておりますので、いずれにしても他町にない差別化した町づくりをしたいというふうにご考えておりますので、今後は、子育て支援住宅の建設についても前向きに検討してまいりたいというふうにご考えてございまして、当面は、前段のお話で対応してまいりますけれども、今後は、そういう形の積極的な対応

を考えたいと思いますし、また、町の財政から言ってもなかなか改修という事になりますと、なかなか補助制度がないというようなことで、これらについても色々道の方へ聞きながらお話を進めておりますけれども、特に地元の地材地消というようなことで森林整備の過疎化林業再生事業、こういうものもございます。そうすると相当、10分の1以上の補助制度もあります。しかしながら、限られた予算の枠でございますので、そういったものにも視点を充てながら、何とか特定財源を確保しながら、そういった子育てに係る住宅についても前向きに考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長 千葉議員。

10番 千葉議員 本当に財源と照らし合わせというのは、私もよく存じ上げておりますけれども、辛いのは、補正予算で、1人1世帯来ますよ、じゃあ補正予算であげて、住宅を改修しましょうと、これ本当はありがたくてなんとか続いているんですけども、その改修する、先ほども質問しましたけども、住宅にもそろそろ限界がきているのかな、判断基準って先ほども答弁ありましたけれども、それもきちっと検討して、見極めていくという答弁でございますけれども、これは、ぜひ早急に調査して、使える住宅が果たしてこれから先どのくらい出てくるのか、直して可能な住宅は何棟存在するのか、その辺はよく調査していただきたいと思っております。それと、一つだけ住宅のことで確約というか、ここではっきり答弁していただきたいことあるんですよ、実は、視察に来ました、で振内に決定という早い情報が得られた場合、その世帯の住宅修繕だけは、仮に、私今言った継続的な単年度予算としてあげていかななくても、仮に、今町長答弁なされたことが、前向きに実施されていくような形の前の措置なんですけども、要するに決まったよという時点で、必ず住宅確保に対しては、最善の努力して、補正でも当然つなぎでも構わないんですけども、必ず住宅確保していただけるのか、それに対して補正を組んで、住宅を直していただけるのか、その辺の明確な答弁を求めておきたいと思っております。

議長 川上町長。

町長 今、申されましたように、今後住宅についても使える住宅が限界にあるというようなことで、現在使える住宅が何棟あるのか、これらについてもしっかりと調査してまいりたいと思っておりますし、せっかく視察に来て、どこに住むのかということで、大変そういったことが迎える側としては、やはりきちっとした対応が必要だというふうに思っておりますので、いずれにしても当面については、そういうことで、来た場合については、補正対応なりで住宅の確保についてはしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

議長

千葉議員。

10番  
千葉議員

ぜひ、一つよろしくお願ひしたいというふうに思っています。当然、理事者側は、深くご理解申し上げていると思うんですけども、人が、他の地域から1人来てくれる、或いは本州の方から1家族が平取町に来てくれる、これはもう大変重たい事ですよ。貴重な、私は事だなというふうに思っております。現在、先ほども言ったように新規就農者、それからふるさと親子留学、地域協力隊も含めて、特に振内地区に定住移住を希望している方が先ほども冒頭に申し上げたとおり、非常に増えてきている。本当に住宅支援策というのが、私は、筆頭課題だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。やはり、全てにつながっていくんですね、先ほど、まちづくり課長が言ったように人口が減ってくよ、その中では、各自治体の筆頭課題だと思うんですけども、やはり減少率を少しでも緩やかにしていく、増やしてくというのは至難の業で、前にも道新でも報道あったように、北海道の中でも限られた市町村しか人口が増えてないわけですね、ですから今の、この5500前後の人口をどれだけ保っていけるのかというのは、私は喫緊の大きな課題だと思いますので、地域の産業の発展にもつながる、それから移住定住を目指して来ていただいている方については、商業とか消費購買活動の活性化も当然生まれてくる、それから、高齢化の進行にもある程度の緩やかな進行策が図れる、それから学校教育、生徒数の減少もこの問題も少しずつ緩和されてくる、それから福祉活動、ボランティア活動の活性化も期待できる。様々な要素あるわけですから、その辺は、重たく受け止めていただいて、ぜひ住宅の方は最善の努力をしていただきたいと思います。それで、もう一点お伺ひしたいんですけども、名目というか、そのふるさと親子留学という留学制度がついているネーミングのイメージが強くて、今、多分、所管が教育委員会、それから生涯学習課含めた教育委員会が所管の窓口になっているんですけども、ただ、私先ほど一番最初の質問で申し上げたとおり定住移住策、新たなその定住移住策の一環として、一端をなす大変大きな事業だと捉えておりますので、私は、関係している今、特に筆頭の所管窓口が教育委員会、生涯学習課の方と捉えておりますけれども、例えば、住宅の問題ですと、当然まちづくり課の遠藤課長出てきますし、予算的なことも、総括的なことも含めると総務課も関係してくるかもわからない、それから例えば、地域の仕事の問題になると産業課も関係してくるかわからないという多岐にわたって色んな、その捉え方あると思うんですよ、私は、将来にわたっては、1本化して移住定住政策がここの所管ですよというような窓口が必要だなというふうに思っております。そういった意味では、どうでしょうか、まちづくり課あたりが本来の私は、ふるさと親子留学の部分についても窓口となっていくのが、本来の姿だというふうに思っておりますけど、その辺についてのお考えを答弁求めたいと思います。



議長

川上町長。

町長

二点ほどご質問があったと思いますが、一点は、人口減少の関係であります、最近における人口減少は、これは多くの町村がそうでありますように、平取町におきましても年々人口減少が進んでおりまして、過疎化が一層深刻な状態となっております。人口減少が進展してまいりますと、人口減に伴う行政コストの高騰、或いは自主財源であります町税の減収、また少子化に伴う学級減及び保育所入所数の減、購買力の低下など、ご指摘のあったとおり、これがさらに人口減に拍車がかかりながら、さらには地域のコミュニティー活動の困難など、あらゆる分野に影響が出てまいります。この人口減少を食い止める特効薬はございませんけれども、平取町の大きな課題と受け止めているところでございます。これまで進めております、また進めようとするふるさと親子留学制度、また新規就農対策事業、さらには分譲の宅地造成事業、地域おこし協力隊事業等々、さらには平取町の持つ地域性を考慮しながら積極的に定住促進対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。ある程度の人口増や、就労機会増のためには、企業誘致がもっとも有効でございますけれども、当町の立地条件、或いは現在の経済情勢を考える時には、当町に企業を誘致することは非常に難しいというふうに考えているところでございまして、従って一挙に人口増を図るのではなく、先ず今の人口減少を抑制しながら、過疎化の進展をいかに抑えるのかが、最優先に考えていかなければならないというふうに考えております。昨年、1年かけて町民で構成する総合振興計画審議会のもとに、後期の5ヵ年実施計画が答申されたところでございますので、この計画をベースにしながら、全町的な立場で、その地域にあった定住促進対策を積極的に講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、二点目の定住移住促進対策としての、町の窓口を1本化すべきではないかということでございますが、ふるさと親子留学など、定住移住促進対策として町の窓口を1本化するというご質問については、ふるさと留学制度については、年間1、2件であれば、これまでどおり教育委員会が窓口での対応でも十分かと存じますけれども、東北震災での移住定住が急増する、或いは本制度は現在振内地区に限定されたものとなっておりますが、これが、全町的な取り組みに拡大を、協力願っているところであります。今後、本制度の検証等を実施主体のNPO、或いは、地域の皆さんと協議するなかで、全町的な制度とすることの課題や、具体的な取り組みについて検討していく中で、ワンストップサービスの窓口体制も合せて考えてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

千葉議員。

10番  
千葉議員

今の町長の答弁、特に後半の方の答弁にちょっと限定したいと思うんですけども、1、2件のと申しましたけども、私は、その1、2件であっても、例えば、学校教育、子育ての部分で当然生涯学習の担当、それから教育委員会の担当という部分では、本当に当然のことなら関係してくる事だと思うんですけども、私は、他の自治体の様子もちょっと研究調査したところ、本当に1世帯住んでもらうというのは、重たい、その中で1世帯、1組、2組というのは、これは、着実に続いていくことになれば、やはり真剣に一つの窓口の捉え方ということは、私必要だなというふうに思っていますので、これも当然のことながら、今後の推移を見ながら、NPOの関係の人たちもぜひお話し合いの機会を設けていただいて町長、ぜひそういったことのご意見よく賜りながら進めていってほしいというふうに思っております。機会あれば、もしそういったことで積極的に理事者側の方から、今後の推移も含めて窓口がどうあるべきかというお話しも進めてもらうような話し合いの機会を設けてもらうことができるのか、その辺について伺っておきます。

議長

川上町長

町長

今、ご質問のとおり、これは地域の声というのは大変重要なことでありますし、本当に1、2件といっても、これは本当に重たいこととございますし、ありがたいことでもございますので、しっかりと地域の声を聞きながら、また、窓口のことも含めて、外から見て、地域から見て、どうあるべきかということについても、ひざを交えながら意見を交換させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

千葉議員。

10番  
千葉議員

最後の質問になろうかなというふうに思っています。ぜひ、今の答弁のとおり、まずは、一つよろしくお願ひしたいと思っておりますけども、先ほどのぶり返しになって非常に申し訳ないんですけども、新たに企業誘致のこととか、新たな産業を生み出すということは、本当に大変だというふうに思っておりますけども、特に、新規就農者の方なんか見てみますと、今振内辺りでも住宅の新築も4、5棟進んできてまして、本当に一つの企業誘致したぐらいの勢いが出てきておりますけども、私、特にふるさと親子留学、NPOの関係で定住移住を目指している人たちが、仮に人数がある程度になって、自分から新たな事業を興していくよ、自分達が新たに何か地域としてできる仕事を模索していくよという場合の、要するに企業化も生まれていく可能性は私ゼロではないというふうに思っておりますので、そのことについての新たな支援策、要するに今も起業の、事業を起こす起業の方なんですけども、に対しての一定の補助支援策あるんですけども、この新規に移住定住して、改めて仕事、自分達で生み出したいとい

う方々に対しての、新たな制度づくりも私必要だと思っておりますけども、その辺のことも検討課題として捉えてくれますでしょうか、ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

議長 川上町長

町長 新規就農、或いは地域おこし協力隊の関係でも、ここに仕事を確保して、ここに定住したいというようなこともございますので、新しい展開に移ってきているのかなというふうに、新しい芽が出てきているというふうに理解をしてございますので、それに対応した形で町もバックアップするような支援策も総合的に考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 千葉議員の質問は、終了します。次に、5番平村議員を指名します。平村議員。

5番  
平村議員 5番平村です。先に通告しております、避難支援プラン、個別計画の策定について質問いたします。町の防災計画の見直しについては、北海道が現在策定中の津波対策指針が、平成24年3月までに示されるので、それを受けて津波避難計画について防災計画の見直しをすとの考え方を、9月の議会の一般質問でお答えになってはいますが、今後の防災計画の見直しに合せて、避難支援プラン、個別計画の策定を検討したらどうかということでは伺うものでございます。この個別計画は、災害が発生し、またはその恐れが高まった時に要援護者への避難情報の伝達や避難誘導などを迅速かつ適切に実施するため、あらかじめ要援護者一人ひとりにつき、支援者を定めておく個人計画づくりが求められています。国では、この個別計画づくりを平成18年から、全国の自治体に要請しているようですが、今年、実施状況を調査されたようですが、その調査結果では、道内で個別計画を策定されているのは、179市町村のうち24市町村にとどまっているとのことではございます。そこで、お伺いするのは、平取町では、個別計画は作成されていないようですが、この計画の必要性をどう認識されていたのかと、今後の防災計画の見直しの中で避難支援プラン、個別計画を合せて策定すべきでないかと考えてはいますが、町長の所見を伺いたひと思ひます。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、平村議員のご質問にお答えをしたいと思います。防災計画の見直しの関係については、今、平村議員が申されましたとおり、3月までに道におきましては、避難計画の津波の想定図を作成する予定となっておりますのが事実でございます。それで、今の質問であります、災害時の要援護者の避難対策についてであります、これにつきましては、平成16年7月の梅雨前線豪雨等におけます高齢者層の避難対策、体制の整備等の課題が明らかになったこと

から、有識者などからなる検討会で検討されてきております。その中で、平成17年3月に集中豪雨時における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告が取りまとめられ、18年に北海道を通じまして、災害時の要援護者の支援プラン、ガイドラインが示されております。ここでの、要援護者につきましては、災害から自らを守る安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する人々となっております、一般的には、高齢者、障害者等があげられております。災害時におきまして、要援護者及び避難支援者までの迅速な伝達体制の整備が必要不可欠となっております。要援護者への避難支援を的確に行うためには、消防団、そして自主防災組織、そして福祉関係者等との情報伝達体制の整備、確立が必要となってまいります。そのためには、関係機関が共通した情報の共有が必要となってまいりますので、要援護者の避難支援プランの策定にあたりましては、福祉関係部局との連携はもとより、各地域の協力を得ながら、要援護者名簿等の作成ということになりますが、個人情報等々の取扱いの課題等もございますので、これにつきましては、調査研究をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を願いたいと思います。なお、要援護者への避難支援の対応につきましては、防災計画にも反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたしたいと思います。

議長

平村議員。

5番  
平村議員

この避難支援プラン、個人計画については、色々な課題を、今もおっしゃっていただきましたように抱えていると思います。先ず、先進市町村の状況を見ますと、支援者の課題、信頼関係、プライバシーの問題等、また高齢者からの個人情報の取扱いなども問題になっていきますし、町内会の協力体制、支援の確保など、万が一の時の責任問題等、以上のことが色々想定されていますが、この計画づくりは、災害時の避難において行政の支援はもちろんですが、特に地域による共助、共同で助け合うことが欠かせませんので、住民は自らの問題と受け止め、対応を考える必要があると考えています。今後、各自治会など関係機関と連携して計画づくりに取り組んでいただきたいと思います。この避難プラン計画づくりについては、国では、自主防災組織、民生委員等の協力を得ながら個別計画の策定をするよう指導されているようですが、二点ほど伺います。一つ目は、自主防災組織化の現状と活動状況について伺います。一部組織化されていない自治会があると聞いていますが、未組織団体は、どれほど平取町ではあるのか、その点もお聞きしたいと思います。また、未組織を解消するために、どのような指導をされているのか、またこれまで組織活動の強化を図るためにどのような支援をされてきたのか、以上、三点を防災組織についてかかわってお聞きしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、お答えいたします。要援護者の支援対策につきましては、行政だけでは限界があることは事実でございます。そのためには、自主防災組織の設立等々の地域の協力が必要というのは確かなとおりでございます。この自主防災組織の設立状況でございますが、平取町での前回17年での、現在の防災計画策定時におきましては、各地域に自主防災組織の設立についてお願い等々をしております。その中で、自主防災組織の役割分担等々がお済の自治会等につきましては、10地区ございます。未組織につきましては、現在6地区ということになっております。ただ、この自主防災組織設立の地区の中でも18年の7月頃に設立をされておりますが、それ以後、役員等々の変更、伝達方式そういうものについての変更等については、なされていないところもございますので、今回の要援護者支援のプランの作成にあたりましては、新たに自主防災組織の強化、そして未組織については、早急に設立していただくということのお願いをしていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。以上であります。

議長

平村議員。

5番

平村議員

まだ、組織化されていない地区が6地区あるようですが、やはり、今までが未曾有のような災害がおきております。常に防災的な防災訓練とか、そういう計画を、毎年、自治会を通してやらないと、やはり住民の意識付けが先ず大切ではないかと思っておりますので、その辺をもうちょっと、各組織、各自治会とか、それから、各防災組織が各町内会毎にあると思っておりますし、西部消防組合の方でも色々と訓練とか、啓発をやっているようなので、その点をもう少し各自治会に実施する状況を、毎年、意識付けが大切だと思っておりますので、その訓練の仕方など色々やってほしいと思っております。最後に、津波に対する住民意識の啓発の視点から、海拔を表示するプレートの設置について、この機会に質問させていただきます。道の津波対策指針の中で、津波浸水の区域の予想を示されるということでございますが、東日本の大震災による津波は、全く想定していなかった未曾有の被害を被っています。日高沖地震も頻繁に発生しており、北海道でも大規模な地震が予知されているようであります。それなりに備えをしておくことが大事でございますので、道は、どの程度の規模の地震を想定した津波の進入区域を想定されるのか、今は定かではないですが、海拔の低い例えば紫雲古津、去場辺りまでは想定されるのかと思っております。そこで、お伺いしますが、一つ目は、津波による避難となれば、地形的に海拔が低く、高台に公共施設がない地区の現在の避難場所は全く用を果たさないように思いますが、避難誘導、避難場所を含め、危険ガイドブックの見直しについて伺っておきたいと思っております。二つ目は、津波浸水区域の予想図が示されたら、津波に対する住民意識を啓発する視点から、海拔を表示するプレートを設置したらどうかと考えています

が、この点いかがとお伺いしたいと思います。

議長

川上町長。

町長

それでは、前段のご質問についてお答え申し上げたいと思います。私のマニフェストにも、災害に強い町づくりを推進することとしてございまして、今回のような、東日本大震災のようなマグニチュード9という想定外の災害も発生するなど、いつ、なんどき、どのような災害が発生するかわかりませんので、備えあれば憂いなしではありませんけれども、あらゆることを想定しながら災害に強い町づくりをしなければならないというふうに考えてございます。平取町の地域特性から言いますと、これまでの過去の災害傾向から早急に対応していかなければならないのは、やはり洪水被害に対する対策でございまして、一点目は、やはり沙流川総合開発事業の促進として、2ダム1事業として平取ダムを1日でも早く完成し、洪水から町民の生命、財産を守らなければならないというふうに考えているところでございます。二点目は、自主防災組織の結成による地域の連携強化でございまして、これについても平成15年8月の台風10号災害の教訓から、町が避難勧告して、サイレンを鳴らしながら広報車で避難を呼びかけても、最近の建物は密閉性が良い事から特に夜中であれば、なかなか避難に対する声が届かない状況にあり、実際に町民が避難したか、どうかについては、行政だけの避難呼びかけでは限界がございまして、このことから、各自治会単位での自主防災組織が重要でございまして、向こう三軒両隣ごとに声掛け、助け合いながら避難する事が大変重要でございまして、特に、要援護者に対する、支援に対する役割分担については、大変必要でございまして、そのためにも町、地域の自治会と自主防災組織についての強化を図ってまいりたいと思いますし、普段からの声掛け、見守りの活動など、地域における各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めていくことが大変重要というふうに考えておりますので、今後、自治会とも全自治会に組織が強化されるように、これから協議をしてまいりたいと思いますし、また、訓練についても毎年行いながら、そういう災害の意識向上にもつなげてまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、平取町の防災計画の見直しをする予定でございまして、あわせて災害時の要支援を的確に行うための支援プラン、個別支援計画等の策定に向けて、調査研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。津波の関係については、総務課長から答弁させます。

議長

総務課長。

総務課長

はい、それでは、津波の関係についてご答弁させていただきたいと思います。北海道におけます今回の調査につきましては、500年間隔の地震を想定した

津波シミュレーション及び被害想定調査となっております。調査対象地区につきましても、太平洋沿岸部となっております。この調査期限が3月16日までとなっております。この調査期限での成果品が納入次第、関係市町村に配布をし、市町村の津波ハザードマップや、避難計画の策定の基礎資料ということでの予定をされております。海拔プレート<sup>の</sup>設置の関係についてであります。現在、国土地理院が設置管理しております水準点というのがございます。これにつきましては、国道や主要街道沿いに2キロごとに設置されております。ここでいう水準点ということですが、<sup>ゼロ</sup>海拔を0メートルとした高さということになっております。平取町内では、日高町との境界で約13メートルほどとなっております。役場庁舎前では、35.1メートルとなっております。海拔を表示するプレートを設置するということになりますと、国道より低い所に居住する方々もおりますから、この基準点を基点とした測量も必要になってまいります。これらにつきましては、道から示されます津波想定図を見て避難所、電柱などへの設置する必要があるかどうか検討したいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議長 平村議員。

5番 平村議員 私が調べたのでは、もっと高いのかと思ったんですけど、紫雲古津辺りでは、13メートルと、本当に日高町とほとんど変わらないよう状態なので、ぜひ、日高町でもお隣の町では、プレートをあちこちに付けたり、設置したりしております。そういう意味でも平取町もぜひ国道よりも低い地域が沢山ありますので、道路沿いとわかりやすいところに、そういう避難のプレート、海拔何メートルとか、そういうプレートを付けることを望みたいと思っております。

議長 答弁は、先ほどの中にありますけど、よろしいですか。平村議員。

5番 平村議員 最後なんですけれども、防災訓練で、今個別計画もこれから策定することなので、ぜひ策定して、計画書を作ったということだけではなくて、一人ひとり住民に個々に、そういう計画とそれから訓練の実施を、特に、切に早急な形で、意識付けと訓練、毎年地域ごとにやれるような体制づくりを特にお願いして終わりたいと思っております。

議長 総務課長。

総務課長 この要援護者の計画プランにつきましては、地域の協力、まして色々なボランティア団体等の協力も必要となってきますので、策定に向けて努力をしたいと思っておりますので、よろしくご協力の程お願いをいたしたいと思っております。

議長

平村議員の質問を終了いたします。休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時42分)

議長

再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。6番松沢議員を指名します。松沢議員。

6番  
松沢議員

6番松沢です。先に、通告しておりました、平取町老人福祉センターの指定管理者制度について伺います。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、2003年の地方自治法改正により創設された制度であります。指定管理者制度の導入の進んだ背景の一つに、管理委託制度を導入していた施設は、2006年9月1日までに、自治体の直営、若しくは指定管理者制度に移行しなければならないとする期限が設定されたことによります。指定管理者制度の導入にあたって、多くの自治体では、公の施設のあり方の検討がなされることのないままその導入が進められたケースも少なくないということです。その指定管理者制度を導入した施設のうち、3年から5年施設が多く、それは施設の内容によるでしょうけれども、最近、1巡目の総括、2巡目の課題、対策などが明確にもなってきた時期でもあります。指定管理者制度は、施設の管理運営全般を管理者に委ねるため、公の施設が民営化されるという見方をされる事が多いです。しかし、税金で設置された施設という観点からも、定期的な収支報告会、利用者であり、本来の所有者でもある町民のチェック制度を機能させる監査を行う、町担当職員の頻繁なる訪問など、他にも何点かありますが、そのことを条例や協定書及び仕様書に盛り込んでいくことが必要と検証されています。平取町は、業務委託からの移行ではなかったのですが、問題点としては、共通な部分が多々あると思います。それを見据えて今後の課題として、町としてより良い方法を見出していくことが必要であると考えます。平取町老人福祉センターにも運営検討委員会を設置していますが、意見が反映されているとまではなっていないように聞きます。二風谷温泉も老朽化のため、改修、改築の議論が進んでいますが、建物などのハード面だけでなく、ソフト面も今以上に重要になってくると思います。そのソフト面の重要な鍵を握っているのも指定管理業者だということはあるかもしれませんが、町民の方にも自分達の財産だということを認識し、利用してもらうためにも、先ほど申しました、4項目と内容検討すべきと考えますが、いかがお考えか伺います。

議長

産業課長。



それでは、質問にお答えします。平取町老人福祉センターにつきましては、平成18年度まで町が直営で経営を行ってまいりましたが、毎年6千万円ほどの赤字が出る状況でありました。この経費削減を図ることと、施設の管理運営につきまして、民間の能力を活用し住民のサービスの向上を図ることを目的といたしまして、平成19年度より指定管理者制度を導入してきているところであります。それに伴いまして、19年度以降の町の経費につきましては、指定管理者及び修繕料などを含めて、4千万円前後となっているところであります。ただし近年につきましては、燃料費の高騰、口蹄疫の発生など様々な要因によりまして、5千万円ほどになっているという状況もございます。経費の節減につきましては、一定の成果を収めているというふうにと考えているところでございます。老人福祉センターの運営形態につきましては、その段階では、選択肢として直営で続けることと、指定管理者制度を導入することがあったわけでありませけれども、経費の削減が最重要課題となっておりましたことから、導入を決断したところでございます。平成19年度から平成21年度までの1回目の指定期間が終了し、現在は平成22年度から24年までの2回目の指定期間の中間年ということでございます。指摘のとおり、施設の老朽化が深刻な状況となっておりまして、施設の改築につきまして総合計画に載せているところであり、また改築用の検討委員会におきましても慎重なご審議をいただいているところでございます。質問の一点目であります定期的な収支報告会につきましては、指定管理者との協定書第18条の事業報告書の作成及び提出でうたっておりますが、年度終了後30日以内に事業報告書及び収支決算書を作成し、町長に提出することというふうになっております。利用状況につきましては、四半期3ヶ月ごとに提出することとなっております。その対応をしているところでございます。これは、指定管理者制度が導入された当初から同様でございます。協定書では、そのようになっておりますけれども、収入がどのようになっているか知ることによりまして、対応、対策等を早めにとすることも出来ることから収入の実績につきましても、四半期ごとに提出をいただいてもらっているところでございます。収支報告会という形での、実施ではございませんけれども、それに代わるものとして担保は取れているところでございます。二点目の利用者であり、本来の所有者でもある町民のチェック制度機能させることについてでございますけれども、現在、議員が申されたとおり二風谷ファミリーランド運営検討委員会におきまして、利用状況や収入状況についての報告をいたしまして、二風谷ファミリーランドの管理運営や将来計画に関する事項につきまして検討、協議いただいているところでございます。ご指摘のとおり、町民、利用者の感想や意見、提言を直接受ける事の出来るシステムを制度として整備していくことも重要と考えるので、例えば、モニター制度の導入、また最近多くの飲食店でも行っております、利用しての満足度調査や、アンケート調査、意見箱の設置など検討していきたいと考えております。三点目の監査を行う部分につきましては、6月議会の一般質問の中で、千葉議員の質問

に副町長も答えておりますけれども、内部監査は地方自治法の規定によって必要と認められる場合は実施することができることとなっておりますし、指定管理者との協定書第19条で実施状況の調査を行い参考となるべき報告、資料の提出を求めることができることとなっておりますので、この点についても監査委員会と協力して対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。最後に、町担当者の頻繁なる訪問につきましては、私が4月に産業課に来ましてから担当係、職員との施設の運営管理、町民からの意見や提言を受けての訪問につきましては、回数を正確に数えている数字ではございませんけれども、30回はくだらないところでございまして、それ以外にも係のみの訪問、私一人の訪問を含めると、50回を超えているところであり、週に1回以上は温泉の方にも行っているような状況でありますけれども、今後も頻繁に顔を出すようにしていきたいと考えております。平成25年度からは、3回目の指定管理となりますけれども、指定期間につきましても、現在の3年間では、なかなか成果を出しにくいという所でもありますので、十分検討しながら決めていく事項と考えますし、指定管理業者につきましても白紙の状態からの公募、その後条例、規則などに沿った手続きとなっておりますので、議会におきましてもよろしく対応のほどお願いいたします。平取町老人福祉センター、びらとり温泉につきましては、議員の言われるとおり町民の貴重な財産でもありますので、町民の皆様が満足して利用してもらえるように、もてなしの心を持った施設、また町外からのお客様が新規に大勢訪れる、またリピーターとして来てもらえる施設を目指して、努力してまいりますので今後ご指導よろしく願いしたいと思います。

議長

松澤議員。

6番

松澤議員

只今、答弁いただきました内容も本当は重々わかっております。普段、一生懸命やっただいただいていることもわかっております。今の指定業者も老朽化施設を運営していただいで、努力していただいでいると思っております。町との連携も取り、条例に定められた仕様書に基づいて運営管理をなされていることも認識しておりますが、それでもなおかつ、もっとより良く運営していただくために、どうすべきかと言うことを思い質問しているところであります。自治体はコスト削減、サービス向上、民間業者はビジネスチャンスとしての官製市場への新規参入と、それぞれ異なる利益の実現を目指しているという状況です。両方の目的達成のためには、多くの方に利用してもらうには、どうすべきかを町民の意見も聞き、一緒に考えるべきと思っております。三人寄れば文殊の知恵、立場が違えば色んな考えが浮かぶと思っております。指定管理者制度は、自主的な工夫と努力の余地が多きことが特徴ですが、その中に利用者であり、本来の所有者でもある町民のチェック制度を機能させるということ盛り込めば、モニタリング評価の充実にも繋がります。今あります検討委員会も内容を充実させ、意見を述

べるだけにとどまらず、応援する気持ちを持つ平取町福祉センターを支える組織になればと思っております。そのことに関してですが、検討していただけるということで、期待したいと思っております。あと、もう一点お伺いいたします。この制度は、町民の福祉を増進する目的を持って、その利用による公の施設のためについて、民間業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、設置の目的を効果的に達成するために設けられたとなっておりますが、先ほども申し上げましたが、留意する点が明らかになってきたことから、あくまでも行政サービスの質を向上させるための手段であること、改めて自治体に認識してもらうものとして、総務省より各自治体に昨年12月28日に8項目からなる適切な運用を求める通知が出されました。その問題点の一つに、目的とは別に、結果的に、先ほど申し上げた面よりも競争性を導入することによって、コストを下げるという道具として使われることが多くなっているため、労働法令の遵守や雇用労働条件の適切な配慮がなされるよう注意することとあります。2009年の総務省の調査で、7万を超える施設が指定管理者によって管理されていますが、企業の参入で利益が優先され、安全性の低下や、雇用の不安定化、労働者の低賃化が問題となっています。平取町は、二順目となり、その時は随意契約となりましたのでこの競争ということにはちょっと当てはまらない部分ですが、これからのこともありますし、この通知の内容に対して町としての意見などありましたら聞いておきたいと思っております。

議長

産業課長。

産業課長

お答えしたいと思います。議員、指摘のとおり、町民の皆様が老人福祉センターの運営につきまして、大変興味を持っておりまして、より良い施設となるための提言ですとか、指摘を受けております。それに応えるべく、町長以下、職員も一丸となって指定管理者と一緒に良い方向に持っていくということで、制度等についても協議をして、変えられるところについては、変えていきたいと思っておりますし、そのような形で運営をして町民の皆様が愛されるような施設ということで、頑張っていきたいというふうに思っております。今、指摘がありました、総務省からの通知につきましては、こちらの方も見させていただいているところでございますけれども、例年、老人福祉センターの収支状況の報告をさせていただいて、常任委員会等でも報告をしているところでございますけれども、法令遵守等につきましては、最重要課題と言いますか、もちろん守られなければならないことではございますので、その点につきましては、守っていくような形で、当然のことながらそのような形でいっております。それで、人件費削減が主になって働く人たちの人件費等が切られていってしまうような形も心配されているところでございますけれども、常任委員会等で報告をいたしているとおおり、人件費については、年々増加してきているとい

うところで、逆にそちらの方で何とか削減できないかというような意見もあるところでございまして、うちの方も人件費等が不当に削減されているというような認識はしておりませんし、数字的にもそのような数字がでてきておりますので、逆に削減していける部分を精査しながら、削減をしながら経費等につきましても精査したような形でいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 松澤議員の質問は終了いたします。続きまして、2番藤澤議員を指名いたします。藤澤議員。

2番  
藤澤議員 2番藤澤です。この12月議会、大変重要な来年度に向けての予算組み、その資料をまさにかき集めて、練り上げているのかなというこういう時期に二つの質問を通告させていただきました。一つ目につきましてでございますが、私9月、臨時会だったと記憶をしておりますが、経常収支比率、起債制限比率と並びまして、将来負担率の数字の訂正がございました。その時に、いくらか質問をいたしましたわけでありまして、最後の結びに私はこういう問題については、一般質問で聞いたらいいいのかなあという発言をいたしましたところでございます。それに則りまして、少しこの数値について先ず伺ってまいりたいと思ひます。この質問につきましては、短期的な今日、明日どうした、1月にはどうした、そういうことではございません。半年、或いは5年後に向けてのまさに中期的な状況を伺ってまいりたいとそのように思っているところであります。平成18年に10年間の財政シミュレーションを提示された経緯がございますが、それから5年が経ち、現在総合計画の後期5カ年計画も提示されているところであります。その18年のシミュレーションには、おそらく10年後の27年度には、現在は24億の貯金を持ってありますが、10年後28年度には、3億円程度に減ってしまうのかなというシミュレーションを見させていただいたわけでありまして。現在、聞くところによりますと昨年も1億円超、今年も1億4千万ですか、積立ができるこういう状況でございます。先ず、その前段申し上げた10年後の状況というのは、現在の積算でどのような姿になっているのかを伺ひます。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 今の、ご質問にお答え申し上げたいと思ひます。先ず、ご質問のありました、基金の残高に関してのお答えでございますが、第5次の総合計画ということで、昨年、議会にもご承認いただきまして、後期5カ年の策定業務と言ひましようか進んでいるというところでございまして、今年もそれに基づきまして、3カ年のローリングをしているところでございまして。今、ご質問にありました平成18年度での財政推計、シミュレーションでございますが、その当時でご

ございますが、国の財政状況、または国の地方財政制度等における姿勢など鑑みまして、特に地方交付税の収入に関しては、非常に厳しい見込みをせざるをえなかったという状況であった。それと投資的経費も優先度の高い事業をさらに精査をいたしまして、選択を行ってはまいりましたけれども、どうしても基金に頼らざるをえない財政状況であるとの見通しとなっていたことがございました。その結果、18年度のシミュレーションの時点では、計画の最終年度である27年度には、基金が3億8千万程度になるとの推計となっております。しかし、計画から5年が経過いたしましたして、当町の歳入の根幹となります地方交付税、これは、地方の経済対策といった国の配慮等も加味されまして、推計を上回るものとなったこと、今後も今年度の決算見込みから見ても、人口減少の影響も思ったよりは、緩和される見通しと判断できる状況であること。また、歳出といたしましても、臨時財政対策債の発行による、公債費、他会計繰出金などの増額はあったものの国の補正によります一定財源を活用いたしました、大型事業の前倒しなどもありまして、想定した基金の取崩しを大幅に下回る結果となったというところでございます。それらの結果と、昨年度再精査をいたしました後期5ヵ年計画、これには、温泉のリニューアル、高齢者福祉施設等の大型事業等も盛り込んでございますけれども、今回ローリングで計上する優先度の高い新規事業をさらに実施するものと見込んで推計しておりますけれども、その結果、現在では、最終年度である27年度末の基金残高は、15億6千万程度になると見込んでいるところでございます。以上です。

議長

藤澤議員。

2番

藤澤議員

3億8千万であろうという数字が、15億程度まで回復していると言いますか、努力の証なのかなと存じておりますが、この経常収支比率、それから実質公債費比率、これは、管内7町においても大体85%から経常収支比率については、85%から91.2%の中で、ほぼ各町奮闘しているのかなという数字であります。実質公債費比率についても、大体同じポイントの中にひしめいているということで、同じ努力をされているのかなということでございますが、前段申し上げた将来負担比率についての、これは新冠町が78%、上限の、管内上限の浦河町が126%とこういう中において、平取町においては、この9月議会に訂正されたように3.4%、ずば抜けて良い数字、もうゼロ%に近い数字でございます。単純に将来負担率がゼロに近いから平取町は楽なんだとそういう計算にはならないわけですが、20年度は39%、平取町はですね、この39%台の時には、各町100から150に入っているわけです。そして次年度、21年度については、19.5%と確実にその数字を下回らせていると、唐突な質問でございますが、単純に考えると平取町は、だんとう将来負担率が低い理由というものが、確固たる説明というか、理由があるんでありますら向学のためにお教え願いたい。もし、紐解いて書類を見なければな

らないのであれば、後日で結構でございます。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 お答え申し上げます。将来負担比率について、管内的にも平取町は非常に良好な数字になっているという理由という事でございますが、平取町のほかの各町の財政状況の詳細までは、知り得ることができませんので、当町がある程度の良好さを保っているという要因を答弁とさせていただきたいと思っております。将来負担比率につきましては、平成22年度決算の速報値でございますけれども、3.4%ということになっておりまして、ご質問のとおり管内では、もっとも良好な値となっております。全道でも179市町村中、140番目という低さとなっております、この低さの要因でございますけれども、現在までに起債する場合に、いわゆる良質起債、交付税の算入等を条件とする起債を意識的に充当してきたということ、それから基金の残高の規模がある程度維持されてきたこともございます。それから、最近の普通交付税に安定した交付によりまして、この算定の基準となります、標準財政規模等が非常に安定した規模を維持できるといった内容になっておりまして、これらが当町の負担比率については、良好な数値を示している、大きな要因と考えております。以上です。

議長 藤澤議員。

2番 藤澤議員 いわゆる、貯金と借金ということになりますと、現在基金残高が24億ですか、町民一人に直しますと、45万6千円の貯金があると、借金でございますが、この地方債については、国からの補填される分を概算で差っ引きますと、62億から30億円くらいが戻ってくるであろうということになりますと、32億の借金ということになって、59万円の、一人59万円の言うならば借金という形になるわけです。それで、先ほどの、今の質問について、もう一言私言い忘れていたんですが、ゼロ%、将来負担率ゼロ%という町村が29町村、例えば、鹿部町、厚沢部町、乙部町、京極町、共和町、泊村、初山別云々、29町村全部3千人から6千人くらいの規模の町がゼロ%という、良い数字であります。個人的に考えますと私どもの平取町も5千約400人ですか、この只今申し上げたと同じような町村のグループに入るということでございますので、多分、合併をしていたならば、こういうことにはなっていなかったと、小回りが利く平取町でよかったなとそういうふうに思っているところであります。しからば、15億も、3億8千万の残高予算だったのが、10億は大丈夫だという事になれば、このまま積み上げて、積み上げて、今24億ですから、このまま積み上げて、積み上げて、虎の子をしまっておくよりも、足す、引くの問題ではありませんけれども、5億、7億程度を基本として残して、あとの13億、

10億程度のものを、現在生活関連に財政出動してはいかがかと、例えば、一昨年度、大変灯油の値上がりがありました。120何円でしたか、そういう時に今壇上におられる、鈴木議長の発案で町長室にお邪魔をいたしまして、そうして、いわゆる生活灯油を出していただきました。今、多分、一昨年よりも現状は、財布の中は厳しいと感じております。そういう意味で、これから先貯めるばかりが能じゃない、許される範囲で生活関連、いわゆる弱者のために財政出動してもいいのかなとそういうふうに個人的に考えております。簡単で結構です、その辺の考え方を伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え申し上げます。基金をさらに導入いたしまして、地域での経済対策に充ててはどうかというご質問でございますが、地域で公共事業をより潤沢なものにしていくということは、非常に重要な視点というふうに考えておまして、その財源として基金は非常に有効な単独事業等での財源というふうに考えてございます。この基金残高がいくらぐらいが適切なのかというような議論になろうかと思いますが、これは起債等々と違いまして、いくらといった定義もございませんで、その自治体の考え方、裁量によって取崩しを行うということになろうかと思いますが、一つの資料としてお示しをさせていただきたいと思いますが、平成21年度の決算統計の数値でございますが、平取町の一般会計の基金残高が、22億36万1千円ということになっております。これが、標準財政規模、これは、その町、市町村の標準的な状態で収入されるであろう一般財源の額でありまして、その自治体の財政の指標となる数値となります。これが、平取町といたしましては、35億3千万程度となりまして、これに占める基金の残高の割合が、平取町は62.9%ということになってございます。同じように全道の町村の平均144町村の平均が、59.1%ということになってございまして、日高管内平均が35.8%となっておりまして、平取町としては、全道の平均値に近い、平均的な割合の基金を有しているというような状況であると考えられております。基金は、予期出来ない財政状況等に対応するためのものという性格が強いということもございまして、過去に単年度で、約5億円を取り崩したというような経緯もございまして、今後検討されるであろう、第6次の総合計画の財政計画の組立てをより円滑にすること等も鑑みまして、ある程度の基金のストックは必要ではないかというふうに考えてございます。このようなことから地域経済雇用対策としての財政計画の視点といたしましては、しっかりと歳出計画を組み立てる事を基本といたしまして、その時々状況によって基金も活用しながら、こういったものに対応して行ければなというふうに考えてございますので、この辺は、議会とも十分な議論の中で対応を進めていかなければならないというふうに考えてございます。以上です。

議長

藤澤議員。

2 番  
藤澤議員

それでは、先に進みたいと思いますが、来年度に向けて、たまたま過去3年くらいを振り返ってみますと、投資的経費、これについては22億、或いは16億云々と続いてきたわけですが、来年度に向けて24年度、例えば、鹿の防護柵と申しますか、これについても今、机上で計算をしているというふうに聞いております。それから、町住を含む町営住宅を含む老朽化に伴う改修、温泉も当然入るわけですが、通常の年よりも、少し投資的経費と申しますか、費用が掛かるのかなという多分防護柵、温泉それだけでもとりあえずは、10億は掛かるのかなと。防護柵については、3年計画でもってしても13、4億掛かるという状況でございますが、これら全て現在想定される事業内容でもってしても、この先ほどから申し上げてる数値については、そんなに危険水域をあるいはイエローカードをもらうような数字にはなるのかならないのか、これも、概算で簡単で結構でございますがお答えください。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答え申し上げます。今、ご質問のありましたいわゆる大型事業と言われるものですね、現段階での国の財政計画等、考え方等を反映しながらですね、シミュレーションを行っております、それに伴いまして、将来の財政の健全化比率等もですね、算出をしていると言った状況でございます。赤字収支比率等はですね、基本的には赤字ということ为前提としない財政運営をするということで、これは数値が出てこないというふうに踏んでございます。実質公債費比率に関しましては、平成22年度決算で14.7%でございましたが、そういった事業の起債も考慮いたしまして、算出してもですね、平成23年度は11.5%になる見込みでございます。その後ですね、低下するといった傾向をたどると踏んでございまして、地方交付税のある程度の規模も見込んでおりますが、27年度にはですね、5%台になる見込みというような計算になってございます。将来負担比率に関しましては、22年度決算で3.4%でございましたが、来年度からですね、先ほどのご質問でありました、負担比率ゼロの市町村の仲間入りができるんじゃないかということで、来年度以降は、数値が発生しないというような推計をさせていただいてるところです。以上です。

議長

藤沢議員。

2 番  
藤澤議員

実質公債費比率につきましては、21年度21.4%、23年度17.8%、そして、只今14.7、或いは11.5%と聞いてまいりました。当然、赤字になるような最初からの計画はないわけでありますから、綿密に数値を計算し



ながら、運営されてるのかなという判断をさせていただきました。それでは、次にまいりたいと思います。町長は、就任3年半になるかと思いますが、これは、まだ町長の出馬関係についての質問ではございません。と言いますのは、就任後、1期目の就任後3年半ということで、総点検と言いますか、検証するという意味でですね、ちょっと振り返ってみたいと思います。先ほど、町長も少しの部分、触れられておりましたが、町長のマニフェストについては、おそらく、例えば、緊急雇用対策の増額だとか、それから子育て支援還元医療費ですか、それから、赤ちゃんの誕生祝いのものを第4子には70万ということでございます。そして、特出すべきはですね、光ファイバーの関係でございますが、これはもう6億、7億の事業が900万で済んだと、これは、私直接町長にもお伺いをしたんですが、他町については3割、4割、5割の負担を強いられている、どういうことなんだと申し上げたら、いち早く目指しこの事業につきましても、走って行ったんだと、慌てて行ってもぎ取ってきたんだということなんですね。これは称賛に値する町長のフットワークでないかなというふうに思っております。あと、アイヌ文化情報センター、生活館、リサイクルセンター、デマンドバス運行、それからじわりじわりと効果を上げてきてるのが、幌尻登山にまつわるところの、ダム関連もあるんですが、道路網の整備、或いは豊糠地区のインフラ、そういう関係には随分、地域については、登山事業についても抱き合わせでですね、地域については、随分手が差し伸べられてるなというふうに感じて私ども喜んでいるところであります。あと、商工会においては、プレミアム券を発行していただきました。私個人的にはですね、称賛を申し上げながら、町長これから2期も3期もあるのに何に急いでるんだと言ったこともございますが、町長自身のお考え、今のお気持ちでですね、この3年半を振り返って、お言葉をいただきたいなというふうに思いますがよろしく願います。

議長

川上町長。

町長

お答え申し上げます。私の町民との約束であります、公約につきましては、議会の皆さんをはじめ、市民の皆さんのご理解とご協力によりまして、概ね公約が実現ができたものというふうに思っております。また、公約以外についても、介護保険料の引き下げの実施、或いは景気浮揚対策の一環としての住宅リフォームの助成事業、或いは中学校の町単独での教員の加配、吹奏楽整備の充実、また二風谷、貫気別地区の放課後の児童クラブの実施、さらには地域資源再生協議会の協力を得ながら、平取トマト大使の食に関連しての平取トマト和牛フェアにより、初めて札幌で平取町のPRを、発信等々ができたところでございます。しかし、公約実現ができない、懸案事業の大きなものについては、政権交代がなされまして、コンクリートから人へのもとにですね、公共事業の見直しがなされまして、平取ダムの建設が凍結されまして、早期実現の見通し

が立っていないことをございます。また、最近における予想はるかに超える3.11の東日本の大震災、また日本各地を襲った台風災害からもですね、町民の生命、財産を守るためにも、改めて災害に強い町づくりの実現に向けて、最大の努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。いずれにしても、町民との約束であります、公約は概ね実現できたと言ってもですね、花に例えると、種を撒いて、やっと芽が出てきたところではないかなというふうに考えておりました、これから花を咲かせなければならないというふうに考えております。これまでの公約についての効果を検証しながら、見直しをしております、いかなければならないというふうに思っているところでございますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

藤沢議員。

2番  
藤澤議員

これも町長にお伺いする内容かと存じますが、今は前段この3年半を振り返っていただきました。さらには、今後ですね、この5カ年計画も発進してるわけですが、既に動いてるびらとり温泉のリニューアル、或いは基幹産業の育成、いわゆる経済対策、或いは教育関連環境整備、先ほど申し上げたシカの防護柵は大きな、大変大きな事業であり1年ではすまない。聞きますと、どうも補助率も大変厳しい内容をであるかなというふうにも聞いておりますが、まさに今、24年度に向かって、或いはもっと中期的なものに向かって、組み立てをしてると思いますが、只今、まちづくり課長から答弁をいただいて、数値的に計算をされて行政運営に望んでいるなとそういうふうにも感じているところでありますが、ぜひ数字に強い、町長以下職員であられるという理解を持っておりますので、この点について繰り返しの部分もありますが、その財政運営のあり方、健全の度合いというものを、示していただきたい。

議長

川上町長。

町長

それでは、若干の重複する面もありますけれども、お話を申し上げたいと思いますが、今年度の総合計画のローリングでの今後の財政の推計の中においてもですね、平成27年での基金残高については、15億6千万強と見込んでございます。また、起債の残高もですね、53億7千万を予定としておまして、特に基金については、17年9月にどの町とも合併せず、自立していく当時の10カ年の財政シミュレーションでは、基金が約3億6千万しか残らない推計でございました。現在まで大きく好転しておりますのは、さらには起債についても53億7千万のうち、交付税の算入される良質な起債額を除きますと、概ね純然たる借金については、53億7千万の2分の1の27億程度でないかなというふうに考えております。このように財政の健全化の方向にあるのは、これまでの過去の苦しい経験でありました。平成15年、18年の未曾有

の大きな大災害に遭遇し、大きな財政出動したこと、また、国の景気浮揚対策事業等々によりですね、大きな借金返済のピークを迎えていたこと、さらにはですね、国の三位一体改革によりまして、地方交付税が大幅に削減によりまして町としても財政的に大変な時期にあったこともあわせてですね、平成の大合併によって国から指導が合併しなさいというような指導もありましたけれども、こういった二重、三重の壁にぶつかりながらも、平取町はどの町とも合併せずに自立の選択をしていただきました。この難局を乗り切るためにですね、議会そして町民の皆さんのご理解をいただき、町民の我慢するところは、我慢しながら、町も大きな行財政改革に取り組みながらですね、乾いたタオルをさらに絞り込むまで、オール平取で頑張ってきた結果ではないかというふうに考えております。そういったことで、地方公共団体の財政の健全化に対する法律に伴うですね、4種類の健全化比率についても、非常に健全化基準内であるという形でございます。また、後期の5カ年計画の中期的な構想としてはですね、基幹産業の農林業の振興については、特に農業者の高齢化に伴う農業後継者、あるいは新規就農の一層の支援の強化、さらには、高齢化が急速に進行に伴うですね、高齢者福祉施設の整備充実、また老朽化した老人福祉センターびらとり温泉の改築、さらにはアイヌ文化遺産事業の推進、また、やはり人口減少はですね、地域生産力の低下をはじめあらゆる影響が出てまいりますので、定住移住対策をはじめですね、交流人口の拡大の推進に力を入れてまいりたいというふうに考えております。また、近年大きな問題となっております、鳥獣被害防止対策としてのエゾシカ防護柵についてもですね、国の補助金を確実に確保しながら、新年度から年次計画で取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。いずれにしても、限られた財源でございますので、選択と集中の中で、町の発展と活性化に向けて、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長

藤沢議員。

2番

藤澤議員

段々、2番目の質問の中身がなくなるような気配でございますが、とりあえず、今年度、3月までという内容ではなくて、3年後、5年後の姿を、数字を踏まえて、ご説明をいただきましたので、この新年度予算についても、ある意味では、攻撃的な、攻めの行政をこの切ない時期でありますから、なおさら必要でないかなというふうに理解をしております。次の質問に移らせていただきます。町長の来春6月ですか、出馬についての見出し、問題で質問であります。平取町には、皆様、地元につわるところの公共施設、高校であり、小学校であり、中学校であり、福祉園であり、かつら園であり、或いはやすらぎ寮であり、商工会であり、消防であり、数えてみると15、20のいわゆる団体と申しますか、かつら園だけでも職員を含めると100人を超える大所帯、養護学校もしかり、子供の数以上に職員の方々が務められている、生活を

している、これは経済的に見ると、どれ一つ利益を生む団体ではございませんが、経済的には、平取町には50人、100人規模の企業が、15も20もあるという解釈をしてもいいかと思うんであります。であるならば、このたかだか5400人の町民のこの規模で、これだけの施設が日夜動いて、活動しておられるということでありまして。先ほどの中には、メニューの中には、実は病院もしておりあります。これだけのいわゆる私の言うところの大きな企業が、あえて企業と申しますが、あるということはすなわち町民の健康を維持するためにも当然どの企業よりも優先するのかなあぐらい大事な病院であります。ほかには当時はですね、鉄道も営林署もあり、昭和36年には1万3千人を数える大変活気のあった平取町であります。そういう意味において、私どもは、たまたま私は団塊の世代であり、20年後、80ちょっとまで生きさしてもらいますが、20年までは、これから先20年は、いわゆる超高齢化社会に向かって日本は突き進んでいく、老老介護という大変厳しい言葉も出てますし、いわゆる一対一で、社会の中で支え合っていくのかなという大変、言ってみれば暗い先行きがよく新聞、テレビで報道されているところでありまして。このような中で、1期目、先ほど説明をいただいたように、大変頑張っておられる、そして継続中、或いは積残している事業も目白押しであります。こういう中で当然、川上町長には、顔色を見てますと、眠れない日もあったのかな、耐えられない日もあったのかなというそういうお疲れの姿も垣間見ているところでありまして、只今、前段申し上げたような、町民にとっては、平取町にとっては、一歩も立ち止まってはいけない、そういう中で、川上町長にはぜひ来年の選挙には、出馬をもちろんでございますが、圧倒的な支持を得て、次なる町政を携わっていただきたい、私はそのように強く、強く懇願をいたすところでありまして。この私ども議会でございますから、先ほど申し上げたように、辛い場面も遭遇されてますが、議会が承認した以上は、速やかに実行していただかなければ、私どもの議会の存在意義も薄れるということでございますので、この町長の出馬についての質問は、私、今1回限りとさせて町長におかれましても、1回のみのお答弁で終了させていただきたいと思っておりますので、よろしくご答弁お願いいたします。

議長

川上町長。

町長

それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。私は平成20年の7月に町民の支持を得まして、町長に就任をして、町長という重責を担うことになりました。早くも3年6カ月が経過をいたしました。議会をはじめ多くの町民の皆様方からご支援とご協力を得ながら、現在まで仕事を進めさせていただきましたことについては、大変感謝をしているところでございます。また、この間の平取町取り巻く状況につきましては、世界同時不況、政権交代、そして3.11の東日本の大震災など目まぐるしい国内情勢の変化の中で、大変厳しい状況にご

ございましたが、私の公約については、他町にない新しい取り組みなど、職員とともに町民の負託に応えられるように誠心誠意頑張ってまいりました。町政の執行につきましては、平成17年に策定いたしました。平取町の発展計画を基準としながら、今後、後期5カ年計画を具体的にしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。しかし、平取町には現在進めている事業、また今後取り組んでいかなければならない、多くの課題も山積をしております。その一つに、びらとり温泉の改築整備をはじめですね、高齢化対策としての急がれる福祉施設の整備、またイオル整備事業の一層の促進、また町民のライフラインであります老朽化した水道施設の整備、また東日本を教訓にしてですね、築46年程度を経過した町立病院の改築、また平取高校の存続の問題、さらには、道道平取静内線の貫気別市街地の整備並びに国道237号線の振内橋の拡幅整備促進、さらには平取ダムの早期完成などについては、現在政権交代して突然凍結された状態にありますので、町民の安全で安心して生活できる町づくりのためにも、解決していかなければならない大切な時期にあるというふうに感じてございます。私は、平取町全体を通じて、公正で公平な中で厳正に多くの課題に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。このほかにも平取町には多くの課題が目白押しでありますことから、新年度予算編成については、行政を停滞させることなくですね、必要な補助金等の財源を遅滞なく確保していくためにも、骨格予算ではなく、本予算を編成してまいりたいというふうに考えているところでございます。私としては、まことに浅学菲才ではございますけれども、議会、町民の皆さん方、後援会の力添え、ご支援をいただき、引き続き町政を担当していきたいというふうに考えているところでございます。町民の皆さんが住んで良かった、豊かさを実感できる町づくりのためにも、今後とも身を粉にして山積する課題解決に向けて全力投球することを申し上げまして、決意表明とさせていただきます。以上でございます。

議長

藤沢議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問は、全て終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

日程第6、選挙第1号平取町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、議会運営基準41、先例4により議長の指名推薦によることが規定されておりますので、議長が指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、選挙の方法については、議長が指名推薦する事に決定いたしました。それでは、指名します。平取町選挙管理委員会委員には、遠藤裕昭氏、丹羽剛氏、川上憲司氏、互野勝弘氏の4名と、次に補充員には、香田文雄氏、三神玲子氏、堀内敏明氏、粒来高史氏の4名を指名いたします。

只今、指名いたしました8名の方を当選人と決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、平取町選挙管理委員会委員及び補充員については、只今指名しました8名を当選人と決定しました。

日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。諮問にあたり町長の説明を求めます。川上町長。

町長

諮問第1号人権擁護委員の推薦についてご説明を申し上げます。人権擁護委員に、次のものを推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。意見を求めるものは、住所、北海道沙流郡平取町字岩知志28番地5。氏名、川上憲司氏でございます。生年月日は、昭和29年9月3日、57歳でございます。次のページをお開き願いたいと思いますが、経歴概要であります。川上憲司氏につきましては、次の学歴、公職歴のとおりでございます。詳細の説明は、省略をさせていただきますが、この公職歴に記載のとおり、平成15年4月1日から現在まで人権擁護委員として活動されております。再任として推薦するものでございます。人格識見も高く最適者でございますので、議会の意見を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。人権擁護委員として、川上憲司氏を推薦することとして、答申することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、川上憲司氏を推薦することとして、答申することに決定しました。休憩いたします。

(休憩 午前11時43分)

(再開 午後13時00分)

議長

再開します。

日程第8、議案第1号平成23年度平取町一般会計補正予算、第9号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第1号平成23年度平取町一般会計補正予算、第9号についてご説明申し上げます。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算

の総額にそれぞれ302万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億5635万9千円とするものでございます。第2項においては、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることとしてございます。それでは、歳入歳出事項別明細の歳出からご説明申し上げますので、9ページをお開き願いたいと思います。2款1項1目一般管理費の1083万円の減額でございます。1節報酬から19節負担金補助及び交付金までの各節の補正につきましては、本年度における人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動による会計間異動、新規採用、退職、休職等に伴う当初予算計上からの職員の異動等に伴う補正となっております。1節報酬と7節賃金でございます。1節報酬は、520万円の減。7節賃金は、350万円の追加となっております。これは当初嘱託採用を見込んでおりました3名が、臨時職員採用となったことにより、それぞれの減額と追加となっております。2節の給料でございますが、200万円の減。これは、給与改定、それから職員の会計間異動、休職等に伴う減額となっております。3節の職員手当、298万円の減額でございますが、これは、当初見込んでおりませんでした住居手当、それから給与改定に伴う期末手当の減、それから子ども手当におきましては、年度中途の制度改正に伴う増となっております。4節の共済費、460万円の減でございますが、これは、給与改定及び育児休業等の共済組合負担金の減300万円。それから、先ほど説明いたしました、嘱託と臨時職員の雇用形態の変更に伴う社会保険料、180万円の減と雇用保険料、20万円の増となっております。19節負担金補助及び交付金、45万円の増は、採用時の前歴加算等による給与増に伴う負担金の増という内容になってございます。次のページをご覧ください。2款1項3目財産管理費、11節需用費、修繕料200万円の追加でございます。これは、振内地区の平取町ふるさと親子留学制度に伴い、移住する方の住宅を確保するための、町営住宅とありますが、これ職員住宅の誤りでございます。職員住宅の修繕料となっております。平取町ふるさと親子留学制度は、一般質問にもございましたが、16年度から現在までに10組を受入れてございまして、現在7組が在住しているという状況でございます。本年度、東日本大震災の影響等により6月頃から留学に関する問い合わせが殺到いたしまして、既に来年度までに1組を受け入れることとなっております。このような状況から住宅が慢性的に不足する状況が続いてございまして、それらに町としての対応を図るための職員住宅2戸の改修という内容になってございます。続きまして、2款1項9目企画費、96万5千円の追加でございます。9節旅費の増額、20万円でございますが、これは、平取ダムの早期建設の主要要望関連の旅費及び地域おこし協力隊の面接に係る旅費等が、当初見込みを上回ったというようなことございまして、今回、増額補正させていただくものでございます。19節負担金補助及び交付金、76万5千円の増額でございますが、これは、生活交通対策事業補助金といたしまして、道南バスに対する補助金の増額で

ございます。これは、平取町に関係する定期バス路線の運行のための収支の減収分を平取町が負担することとなってございますが、バス利用者の減少が続いていることと、燃料高騰などの影響で収支が悪化しておりまして、当初予算1400万円を計上していましたが、さらに76万5千円を追加いたしまして、補助金総額を1476万5千円とさせていただくものでございます。内容は、北海道と一緒に負担する準生活路線、1系統分ですが、これが144万3千円。平取町単独の補助である生活交通路線維持費分、11系統分でございますが、これは、647万8千円。富内線の転換バス事業分、5系統分に関する補助金が、684万4千円となっております。次のページをお開き願います。2款5項1目諸統計費、8万4千円の減額でございます。経済センサス活動調査交付金の減とそれに伴う支出科目の組み替えとなっております。報酬を16万4千円減額いたしまして、需用費の消耗品費6万5千円。使用料及び手数料、これは事務機器の使用料8万5千円ですが、これを増額する内容となっております。次に、3款1項2目老人福祉費、157万4千円の追加でございます。内容は、19節負担金補助及び交付金、63万円の追加でございますが、これは、23年度7月より居宅介護支援事業所を有するケアプラン作成事務が、一部町から社会福祉協議会に移行した事に伴う、電算システム改修費及びパソコン機器の導入に関する助成となっております。内訳は、改修費を45万円、パソコンリース、18万円となっております。28節繰出金でございますが、これは、後期高齢者医療特別会計繰出金、94万4千円の追加となっております。住民基本台帳法改正、外国人住民の統合によるものですが、に係る住基システムの改修に伴って、市町村側のシステムの一部を改修する必要性が生じたという内容からその費用を一般会計から繰出すものとなっております。次に、3款2項1目の児童福祉総務費、87万4千円の追加でございます。これは、北海道安心子ども基金を活用いたしまして、平成23年度子育て支援対策事業が実施されるということになりまして、児童虐待防止に係る市町村の体制強化に伴う経費となっております。11節需用費、消耗品費3万円は、子どもの健康づくりに関する冊子等の購入費。18節備品購入費、84万4千円は、離乳食発達別フードモデル、高精度デジタル乳児体重計及び身長計などの備品購入費となっております。5款1項2目農業振興費、441万5千円の追加でございます。11節需用費から18節備品購入費までの増減でございますが、これは、振内実践農場整備に係る需用費の内訳の変更に係るものとなっております。11節需用費、消耗品費35万8千円の減でございますが、これは、イボタケ等の消耗品購入等の残額見込み分。12節役務費、手数料36万7千円の減は、紫雲古津の実践農場から設備移転を工事費で対応する事になったことによる残額見込みの分でございます。一つ飛びまして、18節備品購入費、36万6千円の減額は、スプレーヤ等の機器がより安価で購入できる事となったため残額の見込み分となっております。これらを減額いたしまして、14節の使用料及び賃借料、これは、事業に係る借地の当該事業の実



施によりまして、貸主が負担する改良区の地区除外決裁金相当額の12万7千円でございます。15節の工事請負費、96万4千円を追加することとさせていただきますが、この追加は、ハウス給水のための井戸のボーリングの掘削に深さが、調査によりまして深くなった事に伴う工事費の増額となっております。

19節の負担金補助及び交付金、441万5千円の増額でございますが、内訳は、中山間地域直接支払交付金事業について、中途参加者の2名の増加及び対象面積の増による交付金、71万5千円の増。さらに、新規就農者の施設野菜栽培施設の規模拡大、新規整備に関しましては、北海道地域づくり交付金の採択状況により予算措置を行う事としてございましたけれども、今回の申請により採択予定となったため、施設整備費500万円の追加に、リース農場整備分決算見込み、130万円を減額いたしまして、370万円を追加するものでございます。次のページをお開き願います。8款1項1目消防費、19節負担金補助及び交付金、59万1千円の減額でございます。これは、新規採用職員の採用時期の変更及び人事院勧告に伴う給与等の調整、庁舎塗装工事費の入札残等による消防負担金の減額となっております。続きまして、9款1項2目事務局費、195万6千円の追加でございます。これは、中学生生徒指導教員について、当初新規卒業者を採用することとして、予算を計上してございましたけれども、採用段階で新規卒業者1名、それから経験者を採用とすることとなったため、それに伴う報酬175万1千円と、共済費、社会保険料20万5千円の追加となっております。続きまして、9款2項1目学校管理費、11節修繕料、200万円の追加でございます。これは、平成24年度新規就農者、就農希望研修生でございますが、この方が居住する住宅につきまして、空き家になると見込んでおりました公営住宅が、他の方が引き続き居住するといった状況となったためその対応といたしまして、住宅を確保し、必要な改修を行うための費用となっております。12款2項2目簡易水道特別会計繰出金、28節繰出金の5万9千円の減でございます。これは、水道会計での人事院勧告に伴う給与改定等による一般会計繰出金の減となっております。最後に、12款3項8目平取町金券基金積立金、25節積立金、80万円の追加でございます。これは、子育て支援事業といたしまして、実施をしております中学生以下の医療費支払いに係る金券基金事業の支出見込みが当初予算を上回ったという事に伴う追加補正となっております。今年度の基金残高、542万5千円、今年度当初でございますね、542万5千円でございますが、今年度の支出額が昨年度の後半の実績から推計いたしまして、620万円程度になるという見込みなことから、その差額分を補正する内容になってございます。歳出は、以上でございます。給与費明細は、説明を省略させていただきます。次に、歳入をご説明いたしますので、7ページをお開き願いたいと思います。10款1項1目1節地方交付税、223万円の追加でございます。今回補正のための一般財源は、普通交付税を充当しております。続きまして、15款2項2目民生費道補助金、4節の児童福祉費補助金でございます。87万4千円の追加で

ございますが、これは、子育て支援対策事業補助金といたしまして、児童福祉総務費の子育て支援対策に係る、消耗品、備品の購入に充当されます。充当率は、100%でございます。次に、15款3項1目の総務費道委託金、4節の諸統計費委託金、8万4千円の減額です。これは、経済センサス活動調査の報酬等に充当されるもので、交付額の決定により減額されるものとなっております。以上、一般会計補正予算、第9号についてご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑は、ございませんか。山田議員。

3番  
山田議員

3番山田です。2款1項9目ということで、総務費の中の生活交通確保対策事業費補助金ということで、76万5千円今回計上されているわけですけど、この予算につきましては、当然ながら説明の中にありましたとおり、町民の利用がだんだん少なくなり、道南バスの経営としても大変なのかなという現実的な状況が見えてくるとは思うんですけど、それに関しまして、道南バスの方も日高営業所がストップ、今年度で閉鎖されるという事を聞いておりましたんですけども、その絡みで、今日一般質問の中にありましたとおり、移住定住の問題で、平取町の住民も年々減っていくという話の中で、この日高営業所のなかにも、当然平取町出身の方、また平取営業所にその日高営業所の人があるということで、住宅問題について色々ちょっと噂にした件がございます。それに関して、独身の方が住む場所が平取町にはないと、だから自分は富川に行くんだという、その従業員の中にもあって、そこから平取に通うという話も出てきております。この直接、この76万5千円の予算等には含まれてはいないんですけども、やっぱりその辺の対策も色々考えていかなければ、一人でも平取町の人口が減っていくということを考えれば、その辺の補助金を出すばかりではなく、その辺の対応も今後考えていってほしいなと思うんですけども、その辺に関してどのように考えているか、その辺の考え方を聞いておきたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

お答え申し上げます。只今の質問でございますが、移住定住対策等関連というような内容だと把握しております。現在、ご質問の中にあつたとおり旧日高町の営業所が、年度内で閉鎖するという事でございまして、そのほとんどが平取町の営業所に吸収されるといったこととございまして、実は、住宅の確保等についても、事前に道南バスの方から相談を受けているというような状況もございまして、極力、公営住宅並びに職員住宅なりの対応をさせていただきたいなと思っておりますけれども、その独身の方の対応とかですね、そういうものは具体的にどうこうというのは、まだございませんけれども、極力、私どもの

町に定住と言いましょうか、居住していただけるような形で役場としてできるような対応はさせていただきたいというふうには考えてございます。

議長 他に、ございますか。千葉議員。

10番 千葉議員 10番千葉。12ページの5款1項2目、振内の実践農場用の備品で、備品購入費、当初見積もり、かなり安かったということで減額ということなんですけれども、もともとの予定されていた備品の総計額というのは、いくらを見込んでいたんでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 お答えいたします。備品につきましては、もともと予算額で398万1850円を見込んでおりました。決算で361万5990円ということで、36万6千円の減額という形になっております。

議長 他に、ございますか。千葉議員。

10番 千葉議員 10番千葉。13ページの教育費のことでお尋ねいたします。只今の説明によりますと、9款1項2目の1節の報酬でありますけれども、中学生の指導生徒教員報酬ということで、新規1名、経験者1名ということで、もともと新規2名だった場合の予算というのは、もともといくらを計上していたのか、ちょっとその辺の数字のやりとりというのがちょっと見えてきてないんですけれども、175万1千円増額なったその差額、新規の場合はどのような状況におかれていたのか、お知らせ下さい。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、お答えをさせていただきます。9款1項2目におけます、事務局費での1節報酬、中学生生徒指導教員報酬ということで、これにつきましては、町で採用する職員2名ということで、平取中学校に配置をしている職員でございます。それで、報酬での差額ということになります。当初新規採用者2名ということで予定をしておりました、その額につきましては、654万円になっております。

議長 他に、ございますか。なければ、質疑を終了します。  
次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり

決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第1号平成23年度平取町一般会計補正予算、第9号は、原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第2号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

それでは、議案第2号についてご説明いたしますので、17ページをお開き下さい。議案第2号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。第1条におきまして、予算の総額に歳入歳出それぞれ94万4千円を追加し、予算の総額歳入歳出それぞれ6994万4千円にしようとするものであります。それでは、歳出からご説明いたしますので、21ページをお開き下さい。3歳出、1款1項1目一般管理費で94万4千円を追加しようとするものであります。13節委託料で94万4千円を追加補正するものであります。補正の理由といたしましては、外国人登録法が改正により、住民基本台帳法改正に係る住民システムの開始に伴って後期高齢者医療制度市町村側のシステムを一部改修する必要性が生じたので補正するものであります。なお財源につきましては、一般財源に求めるものであります。続きまして、20ページをお開きください。2歳入、3款1項1目事務費繰入金で、1節の事務費繰入金、94万4千円を追加補正するものであります。内容につきましては、歳出でご説明いたしましたので、一般財源を見込んでおります。以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第2号平成23年度平取町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号は原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第3号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第2号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは、議案書の22ページをお開きいただきたいと思います。議案第3号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第2号でございます。第1条

におきまして、歳入歳出の予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7062万1千円としようとする内容でございます。それでは、26ページをお開きいただきたいと思います。歳出をご説明申し上げたいと思います。6款1項2目償還金、23節の償還金利子及び割引料でございます。この内容でございますけれども、平成21年度の介護給付費の財政調整交付金の普通調整交付金を算定する際に、償還払いにつきましては2カ月ずれてそれぞれ請求するということのルールがございましたけれども、その2カ月ずれたものを間違えて実は支給決定分として計上しました結果、普通調整交付金の交付割合8.62%を、それぞれのものに掛けますと、28万1千円ほどの過大交付が生じたということで、今回この28万1千円につきまして、21年度の財政調整交付金でございますけれども、償還金として返還を必要とするという内容でございます。前ページの歳入を見ていただきたいと思いますけれども、8款1項1目繰越金として、この28万1千円につきましての財源を前年度繰越に求めようとする内容でございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について提案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第3号平成23年度平取町介護保険特別会計補正予算、第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第4号平成23年度平取町簡易水道特別会計補正予算、第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

それでは、議案第4号平成23年度平取町簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げますので、27ページをお開き願いたいと思います。平成23年度平取町簡易水道特別会計補正予算、第1号。第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3924万1千円とするものであります。それでは、歳出よりご説明申し上げますので、31ページをお開き願います。3歳出、1款1項1目一般管理費におきまして5万9千円を減額し、合計額を3451万6千円にしようとするものでございまして、一般会計同様、人事院勧告に伴う給与改定によるものでございます。2節給料におきまして、1万8千円を減額するものであります。人事院勧告による給与改定に伴うものでございます。3

節職員手当におきまして、4万1千円を減額するものでありますが、2節同様、人事院勧告による給与改定に伴うものでございます。次に、歳入についてご説明申し上げますので、30ページをお開き願います。2歳入、3款1項1目一般会計繰入金におきまして、5万9千円を減額し、合計額を5894万1千円にしようとするものでございます。1節一般会計繰入金におきまして、5万9千円を減額補正するものでありますが、歳出で申し上げました、一般管理費の減額分を一般会計の繰入金で減額しようとするものでございます。以上で補正予算につきましてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第4号平成23年度平取町簡易水道特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第5号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

それでは、議案第5号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第1号についてご説明いたします。33ページをお開き下さい。第1条、平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第1号は、次に定めるところによるものでございます。第2条、平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算について、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益、既定予定額7億7573万8千円。補正予定額4375万円。計8億1948万8千円で、第1項医業収益の補正予定額は、4375万円となっております。次に、支出、第1款病院事業費用、既定予定額7億7573万8千円。補正予定額4375万円。計8億1948万8千円で、第1項医業費用の補正予定額も、収入と同額の4375万円となっております。第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次ぎにより改めるものでございます。職員給与費、既定予定額を3億9634万9千円。補正予定額132万8千円。計3億9767万7千円でございます。次のページをお開き下さい。平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更でございます。補正予定額は、記載のとおりでございますので、詳細は次のページからの説明書によりご説明いたしますので、省略をさ

させていただきます。それでは、支出からご説明させていただきますので、36ページをお開き願います。収益的支出の1款1項1目給与費でございます。補正額は132万8千円で、節の内訳は、1節給料が職員の異動、育児休業の早期復帰、人事院勧告の実施等により48万4千円の増額。2節手当は、医師の医学研究手当を4月から月額7万円増額しております。その他に職員の異動等により各種手当を精査し、合計で52万1千円の増額としております。3節の報酬は、嘱託医師が病欠により休職中であるため、新たに嘱託医師1名を採用し、その報酬をそれぞれ減額、増額しております。また、9月末で医療管理監が退職したため、10月定例以降の報酬額を減額し、合計で444万9千円の減額としております。嘱託医師等業務報酬は、嘱託医師の病欠休暇中に出張医を依頼し、休暇中の診療等の対応ための報酬として550万円の増額としております。4節法定福利費は、社会保険料等の精査により72万8千円の減額としております。次に、材料費でございます。補正額は372万1千300円で、薬品費の補正でございます。薬品費につきましては、当初予算で院外処方実施予定ということで、9カ月分の予算を計上してはいましたが、1月以降の薬品費を増額しております。このことにつきましては、本年8月23日の産業厚生、9月1日の総務文教、各常任委員会でご報告させていただいたように、実施につきましては、医師4名体制が整うまで状況を見定めさせていただきたいと思っておりますが、体制が整い次第、移行できるように準備については、順次進めてまいりたいと考えております。また、子宮頸がん予防ワクチン接種について協議の結果、当院で実施することとなったため、その購入経費を増額しております。次のページをお開き願います。3目の経費でございます。補正額は、520万9千円でございます。14節の建物修繕費は、日高振興局により、防火査察による指摘事項がございまして、その改善等に要する修繕費などとして153万7千円の増額となっております。15節車両及び備品修繕費は、今年度医療機器等の修繕が予想以上に掛かっているため、今後の修繕費等見込み22万4千円増額としております。17節委託料は、レントゲン技師有資格者が退職したことにより、救急体制維持のためのレントゲン業務の時間外待機業務を委託することとして150万円を増額しております。医師招聘業務委託料は、医師の病欠により新たな医師と出張医の確保のための費用として55万1千円を増額しようとしております。看護補助業務は、当初予算では9名の人員で計上してはいましたが、職員の配置転換により10名の人員を委託したことにより、359万7千円増額としております。休日等、嘱託医師派遣委託料は、出張医に対する費用を個人払いとして支払ったことによりこの項目から支出予定であった不用額を精査して、220万円減額しております。次に、収入の部を説明させていただきますので、35ページをお開き願います。収益的収入、1款1項2目外来収益として、3570万円の増額でございます。これは1月からの院内処方による外来収益見込みを増額しております。次に、3目その他医業収益でございます。補正額は805万円となり、4節その他医業収益の子

宮がん予防ワクチン接種に係る収益406万4千円と、その他医業収益として398万6千円の増額としております。収入支出とも補正合計が、4375万円となっております。次に、38ページをお開き下さい。給与費明細書でございます。先ほどご説明いたしました、収益的支出の給与費の補正に関する額の変更でございます。1総括表の職員数の中の嘱託職員は、9月末で1名退職により減となっております。給与費、法定福利費、先ほどご説明させていただいた額の増減を記載しております。職員手当の内訳は、各種手当の増減となっておりますので、詳細の説明は省略をさせていただきます。1番下の表は、給料及び手当の増減額の明細でございます。給料は、育児休業復職などで55万9千円増額し、人事院勧告実施分で7万5千円の減額となり合計で48万4千円増額となっております。手当につきましても先ほどの説明させていただいたとおり、各種手当の精査等により81万8千円の増額と、人事院勧告実施分、29万7千円を減額し、合計で52万1千円の増額となっております。以上、議案第5号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算についてご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、ございませんか。櫻井議員。

8番 櫻井議員 8番櫻井です。36ページの3節報酬の嘱託職員報酬の444万9千円減となっておりますが、その内訳と37ページ、17節の委託料、放射線業務委託料であります。150万となっておりますが、これ勤務日数ですか、週何回でしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、お答えいたします。まず、第一点目の報酬の嘱託職員報酬、これは減額の444万9千円でございますけれども、内訳といたしましては、5月に病気で休職となりました、伊藤医長の分が1409万6千円の減額、あと新たに9月から固定医として来ていただいています、小林医長の新たな報酬として1237万9千円の増額。あと9月末で退職しました医療管理監の報酬といたしまして、192万2千円を減額しまして、合計で444万9千円の減額となっております。次に、17節の委託料でございますけれども、放射線業務委託料につきましては、月額が25万円の6カ月分となっております。勤務日数にきましては、これは待機業務ということで、大体1ヵ月以上15日を目処にしております。

議長 櫻井議員。



8番 櫻井議員 15日ということなんですけど、これ結果的に、放射線業務の委託料というのは、前任者の共済費を含めてですね、これ結果的に年間トータルで計算しますとプラスになるのか、マイナスになるのか、どういうことになるんでしょう。

議長 病院事務長。

病院事務長 トータルとして考えますと前任のですね、医療管理監の場合に、月額でいきますと、給料が25万円ということで、経費といたしましては、その他に共済費等が入りますので、あれですけども、放射線の業務委託についての待機の分だけで25万円というふうになっております。今回の補正できますと、医療管理監の分が192万2千円、新たに増えました放射線業務の委託料150万円ということでございます。年間にした場合はですね、年間トータルで考えますと、委託料については、共済費というか、社会保険料の病院負担分とか入ってきませんので、トータルとしては減額になると考えております。

議長 櫻井議員。

8番 櫻井議員 前任者の勤務日数というのを鑑みますとね、実質的には、なんていうのかな、現放射線技師が休暇取りたいだとか、そういった場合には、当然、加算、増額されますよね、そのことを鑑みますとね、総体的にはプラスになると考えるのか、マイナスになるのか、どうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 今年度につきましては、日数がないということで新たに休暇取られる場合に、普通はレントゲンの先生を呼ぶ場合ですね、1日当たり単価が5万円というふうに聞いてますので、今のレントゲンの技師が1名ということで、休暇取ったりということになりますと、当然それは5万円を払って、来ていただければならないと考えてますので、トータルで考えますと、来年度以降については、今の体制でレントゲン1名と、その嘱託レントゲンの待機業務を考えると、ちょっと割高になるような考えでおります。

議長 他に、山田議員。

3番 山田議員 1款1項2目ということで、薬品費のことでちょっと、質問させていただきます。それと、続いてですけども、薬品費の3721万3千円ということで、今回補正ということが出てきております。当然ながら、病院事務長の今説明どおり各委員会での説明があってということで、もともとはこの院外処方に移行するための予算計上だったものが、今こうして特別の枠として出てきているわけ

ですけれども、当然ながら自分たち町長の答弁の中で、院外処方を進めていくという考え方の中で、医師4名体制ということの説明もを聞いているわけです。その中ですね、今のところを4名体制がとれていないので、その体制が整い次第進めていきたいという考え方を持っているということなんですけれども、その辺の考え方に対してですね、自分のちょっと若干この4名という記憶がちょっと抜けておりましたですね、今こうやって薬品費が3700万何がし出てきたことに多少の疑問を感じているわけでございます。その中で、今後病院の改築、改修改築等などもございまして、その関係上、防災のことも考えますと病院の移動も含めて、この院外処方に移行するということに関しては、当然ながらだんだんと議会では、当然ながら議決されて進めていくという方針で決まった事項が、どのようにこの町長の頭の中で考えて、今後進めていかれるのかということをお聞きしておきたいということでございます。それともう一つですけれども、院舎及び附属設備修理費ということで、病院事業費、費用の経費の中ですけれども、14節の建物修繕費ということでございます。この建物何年ごろに建て、今何年ぐらい経過したのか、またそれによってこの今、どういう修理費、ということの中身なのかをちょっとその辺をお聞きしていきたいと思いません。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

お答えいたします。まず、第一点目の院外処方の実施についてでございますけれども、院外処方につきましては、23年度当初予算で9カ月分を薬品費と見ておりましたけれども、事実上の今年度での院外処方はできなくなったということで、3カ月分を増額させていただいたわけですが、この理由につきましては、先ほど申し上げましたように各常任委員会の中でご説明させていただきまして、院外処方の実施時期につきましては、町長の方から医師体制が整い、本来の病院の住民サービスを提供できるようになるまで状況を見定めさせていただきたいということでご説明をさせていただいております。その医師体制ということにつきましては、本来の医師4名体制を確保しまして、現在振内診療所につきましても、本院の方から医師を派遣するというのを含めて、その4名体制ということで考えております。ただ、院外処方の移行時期につきましては、準備が整い次第ですね、直ちに移行できるように事務の方で準備を進めていきたいと考えております。院外処方の移行のスケジュール等の勉強会につきましても、業者に来ていただいて、既に1回実施しておりますし、これからも随時実施をしていきたいと考えております。また、最近院外処方へ移行した病院へ伺い、ヒアリング等を行いまして、具体的な手段についてですね、調査をしてまいりたいと考えております。次に、14節の建物修繕費でございますけれども、この153万7千円というのはですね、この会議室の撤去分だけでなく、具体的に申し上げますと非常灯の取替え、非常誘導灯の修理、

そして会議室の渡り廊下の撤去や火災通報装置、あと振内診療所の診療室の修理についても含まさっております、合計で153万7千円となっておりますけれども、今議員からご指摘のありました、会議室の渡り廊下の撤去につきましては、40万円を予算計上しております。この会議室につきましては、平成9年度に建てられた建物でございますけれども、建物建った以降ですね、本院と渡り廊下でつながっているような状況になっております。ただ、今年の9月2日に行きました、日高振興局産業振興部の建設指導課によります防火査察におきまして、改善事項が指摘されました。これは、平成9年に建設しました会議室と本院を渡り廊下で結んでいるため、防火規定に違反するというものでございます。このため、撤去または是正を求めているということでございます。会議室、新たに建てました会議室につきましては、木造。従来からある病院については、非木造となっております、非木造の建物と木造の建物をつなぐと非木造の建物についても木造の防火規定が適用となり、防火規定違反となるためでございます。このことにつきましては、以前より消防から防火災対象物立入検査につきましても渡り廊下につきましては、改善を有するという事で指摘されておりましたが、適当な方策が見つからず、手つかずのまま現在に至ってしまったような状況でございます。今回の補正につきましては、渡り廊下を撤去いたしまして、それぞれを別棟とする修繕料40万円を補正させていただきました。以上でございます。

議長 山田議員。

3番 山田議員 平成9年度に建築されたということで、当然ながらの消防の方の査察の指導もあったかと思われま。ただ、今後渡り廊下を取って、別棟にして使用していくということでございますけど、これに関しては、あれですか、やっぱり利用頻度が多いのか、今後そういうものは撤去しちゃって、もう消防の指導を受けないようなスタイルにしてしまうのか、その辺ちょっとあやふやかなと思うんですけども、もし渡り廊下取って、また別棟にして使用頻度が多ければ使用していくというのが当然なんだろうけども、その辺の考え方は病院はどのように思っているのでしょうか。

議長 病院事務長。

病院事務長 この新たに建てました建物につきましては、主にトイレが男女それぞれ一つ、それと医局が先生の部屋が一つ、あとは会議室、それと霊安室に主に使用しておりますが、使用頻度については、当然会議等に使っておりますし、亡くなられた方がいらっしゃいますと、当然霊安室も使用しておりますので、今後とも使用していきたいと考えております。今回につきましては、渡り廊下約1メートルほどですけれども、それを撤去しまして、もともと付いていた玄関を付け

まして、それで出入りするような形をとっていきたいと考えておりますので、消防の方からは、または振興局の方からも、全く別棟とすることについては問題ないということで話を聞いておりますので、今後そのように使用していきたいと考えております。

議長 山田議員。

3番 山田議員 平成9年からということになると、10何年間も当然ながらこの消防の指導も当然あった中で、やはりこういう改善がなされていなかったのか、当然ながらやっぱり病院の責任かなということを考えておりますので、やはりこういうことがないように今後気を付けて職務を遂行していってもらいたいというような気はしております。最後になりますけども、3問までということなんですけども、このことに関して、これ以降について別棟になった場合の消防側の対応というのは当然ながら別棟ということで、これに関しては問題、その他消火器の設置等などについては、必要になってくるのかその辺の今後の対応についてはどのように指導していくのか、ちょっと消防署の署長の方の意見を聞きたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 只今の議員からのご指摘いただいたことにつきましては、私としてはですね、誠に遺憾なことで考えておまして、今後このようなことがないように十分注意して業務を遂行していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 消防支署長。

消防支署長 お答えします。こういう改善工事を行うことによって、本来あるべき姿に戻るという形になります。当初の指導どおり消火器等は設置されておりますので、今後指導なくなります。以上です。

議長 他、ございませんか。質疑を終了します。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第5号平成23年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算、第1号は、原案のとおり可決しました。

日程第13、報告第1号委員会審査報告について、  
日程第14、報告第2号委員会審査報告について、  
以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より平成23年  
第8回定例会、認定第1号平成22年度平取町国民健康保険病院特別会計決算  
認定について、同じく認定第2号平成22年度平取町各会計決算認定について  
は、それぞれ認定すべきと審査報告が提出されております。

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、報告第1号について採決を行います。本件に  
対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛  
成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第13、報告第1号委員会審査報告については、  
報告どおり認定と決定しました。続いて、報告第2号について採決を行います。  
本件に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告どおり認定するこ  
とに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第2号委員会審査報告については、  
報告どおり認定と決定しました。

日程第15、意見書案第12号環太平洋経済連携協定に反対する意見書案の提  
出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。千葉議員。

10番  
千葉議員

10番千葉です。それでは、趣旨説明に代わりまして、意見書案の本文を読み  
上げますので、よろしくお願いいたします。

(意見書案朗読)

議長

これから、質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。日程第15、意見書案第1  
2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、意見書案第12号について原案のとおり  
可決しました。

日程第16、意見書案第13号介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。山田議員。

3番  
山田議員

山田議員。それでは、同じく朗読を説明と代えさせていただきます。  
(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は、ございませんか。  
(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。反対討論は、ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。日程第16、意見書案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、意見書案第13号については、原案のとおり可決しました。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査等について、閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で、議案の審議は終了いたしました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。選挙1件を執行しました。諮問1件で、答申1件。議案5件で、原案可決5件。報告2件で、認定2件。意見書案2件で、原案可決2件。承認1件で、決定1件となっております。

お諮りします。本定例会の会議に付された意見は、全て終了しました。従って、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。  
平成23年第11回平取町議会定例会を閉会します。

(閉 会 午後14時07分)